平成２７年（フ）第１１９号
北海道旭川市工業団地１条１丁目３番22号（有限会社杏和建具内）、登記記録上の主たる事務所所在地北海道旭川市工業団地１条１丁目３番23号
破産者　協同組合ウッドシティ旭川
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３９号
北海道帯広市東九条南９丁目２番地４
破産者　株式会社ＨＩＴＣ
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
福島県伊達市月舘町御代田字久保94番地の５
破産者　株式会社ティーダ
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１８０号
静岡県富士宮市貴船町２番５号
破産者　望月家具有限会社
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３４８号
静岡県袋井市久能1741－１コーポサンシティＣ号棟101号室
破産者　株式会社エンデバー
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
山口県下関市彦島老町３丁目２番12号
破産者　有限会社平和石油商会
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第２５１７号
千葉県柏市船戸1604　東43－２街区１　ココファン柏たなか、開始決定時の住所東京都豊島区目白２丁目５－16
破産者　三好千賀子
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２４号
北海道旭川市北門町８丁目2652番地の６
破産者　株式会社北海道茶話会
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９８号
岐阜県瑞穂市美江寺687番地５
破産者　株式会社タクミ
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３２５号
福井県坂井市丸岡町山口第50号22番地
破産者　辻端　武彦
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８３号
札幌市東区北22条東23丁目１番11号　エスポアールⅡ101号、開始決定時の住所札幌市東区北22条東23丁目９番28－702号
破産者　鈴木　直也
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７３５号
仙台市泉区長命ケ丘３丁目２番地の48　インペリアル長命202
破産者　白鳥　勝成
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５５７号
愛知県豊明市沓掛町東本郷99番地１
破産者　大橋　和彦
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４５号
名古屋市瑞穂区彌富通２丁目７番地　ロイヤルハイツ瑞穂902号、従前の住所名古屋市中村区元中村町１丁目66番地
破産者　中西　榮治
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１号
京都市西京区大枝西長町12－12　ロイヤルハイツ高塚Ⅱ201号、住民票上の住所京都市北区小山上内河原町37番地
破産者　倉内　義彦
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１９号
神戸市須磨区離宮前町２丁目５番６号
破産者　辰巳　皓子
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８４４号
広島市安芸区瀬野西５丁目17番15号
破産者　坪井　祥忠
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２６６号
（開始決定時の住所）北海道札幌市中央区南５条西14丁目４番23号　清水ハイツ８号
破産者　稲葉　浩則
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部